

NEWS... LETTER

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network

Vol.17
2013

NEWS LETTER

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network

Vol.17
2013

目次

1. 公益社団法人への移行について	1
2. 改正臓器移植法施行後の臓器提供・臓器移植の現状	2
親族に対する優先提供・Q&A	3
18歳未満の児童からの臓器提供	4
世論調査	5
3. 移植者の現状	
心臓移植	6
肺移植・心肺同時移植	6
肝臓・肝腎同時移植	7
膵臓・膵腎同時移植	7
小腸移植	8
腎臓移植	8
2012年 献腎移植配分結果	9
4. レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了承いただきたいこと	9
5. 移植希望登録から移植までの流れ	10
Q&A	11
6. 普及啓発の概要	12
7. 財政状況の報告(平成24年度)	13



1 公益社団法人への移行について

当社は、内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定を受け、平成25年4月1日より「公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク」(以下ネットワーク)として新たな一歩を踏み出しました。
今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、ネットワーク 本部・東日本支部および中日本支部は、下記の住所に事務所を移転しました。

本部・各支部所在地

●本部 (平成25年3月11日より移転)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル 2階
代表TEL:03-6441-2791 代表FAX:03-6441-2792

●東日本支部 (平成25年3月11日より移転)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル 2階
TEL:03-6441-2196 FAX:03-6441-2197

●中日本支部 (平成24年12月17日より移転)

〒453-0014 愛知県名古屋市中村区太閤3-1-18 名古屋KSビル 12階
TEL:052-453-1409 FAX:052-453-1408

●西日本支部

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島3-1-21 NTTデータ堂島ビル 20階
TEL:06-6455-0504 FAX:06-6455-2841

支部担当都道府県

東日本支部

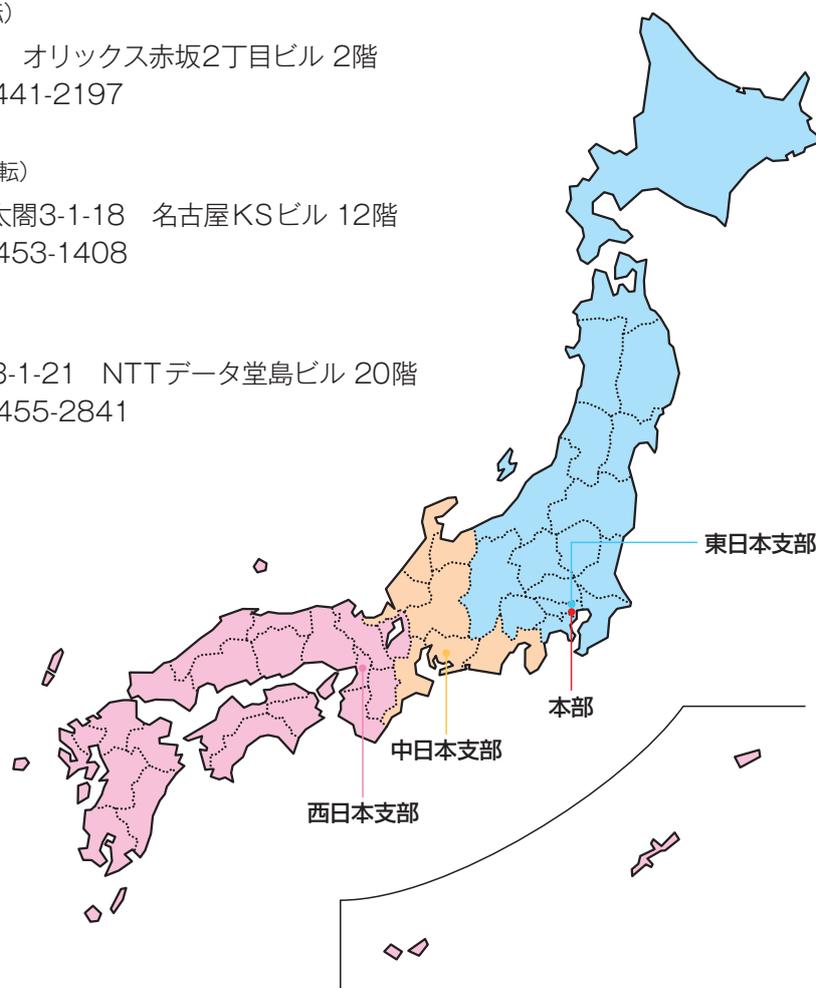
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

中日本支部

富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、静岡

西日本支部

滋賀、京都、大阪、和歌山、兵庫、奈良、岡山、広島、鳥取、島根、山口、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄



臓器移植希望登録に関するお問い合わせ先

TEL:03-5574-7707 FAX:03-5574-7708 (TEL:平日9:00~17:30 FAX:24時間受付)
電話番号・FAX番号も変更になっておりますので、ご注意願います。

2 改正臓器移植法施行後の臓器提供・臓器移植の現状

1997年から2013年9月末までに、237名の方が脳死と判定され、脳死後の臓器提供をされました。また、心臓が停止した死後に腎臓を提供された方は1,327名でした(図1)。

脳死後の臓器提供は、2010年は32件、2011年は44件、2012年は45件であり、心臓が停止した死後の腎臓提供は、2010年は81件、2011年は68件、2012年は65件でした。臓器提供の全体数は最近の年次推移ではほとんど変わりありませんが、2010年7月に改正臓器移植法が施行されてからは、脳死後の臓器提供が増加しています。これは、本人に拒否の意思がない場合に限り、書面による意思表示がなくても、家族の承諾で脳死下臓器提供が可能になったことが影響しています。

改正臓器移植法施行後、2013年9月末までに151名の方が脳死と判定され、脳死後に臓器提供をされました。151名のうち、34名の方が臓器提供意思表示カード、健康保険証、運転免許証等の書面により臓器提供の意思を表示しており、116名の方は家族の承諾で臓器提供をされました。

本人の意思が不明の場合は拒否の意思表示がないことを確認する必要があるため、家族から聞き取りを行ったり、健康保険証や運転免許証に意思表示がないかどうか確認を行います。家族が承諾された理由は様々ですが、「本人の意思を尊重したい」、「人の役に立てたい、社会貢献をしたい」、「どこかで生き続けてほしい」などの思いにより臓器提供を決断されています。

脳死後の臓器提供または心臓が停止した死後の提供の2つの選択肢から、家族がいずれかを選択できるようになったことは、本人または家族の臓器提供意思の尊重に繋がっていると思われます。

これらの臓器提供によって移植を受けられた方は、心臓移植174名、肺移植183名、心肺同時移植1名、肝臓移植201名、肝腎同時移植1名、膵臓移植35名、膵腎同時移植137名、腎臓移植2,723名、小腸移植13名の計3,468名にのぼります(図3)。このうち脳死後の臓器提供による移植を受けられた1,037名の移植後の状況を、図4に示します。

移植手術後、残念ながら、感染症などが原因で亡くなられた方や臓器の機能が廃絶した方もいらっしゃいますが、多くの方は退院後、外来通院しながら自宅で療養されたり、社会復帰されています。

図1 臓器提供件数 (1997.1~2013.9)

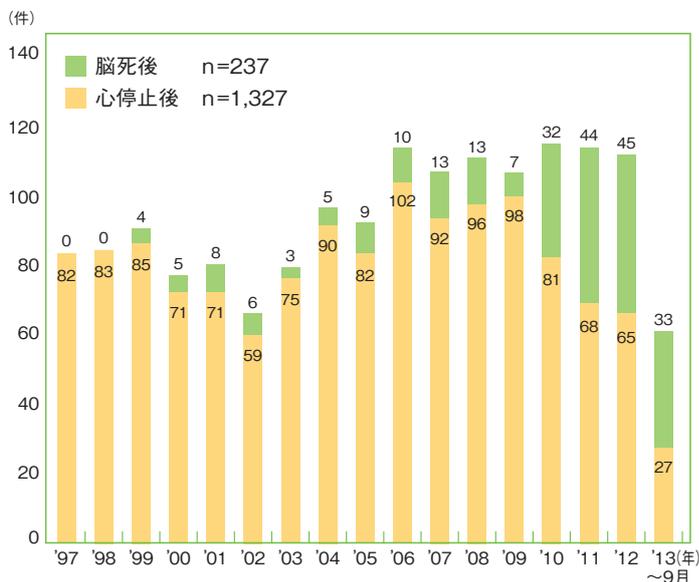


図2 改正法施行後の脳死下臓器提供における本人の意思表示について (2013年9月末 N=151)

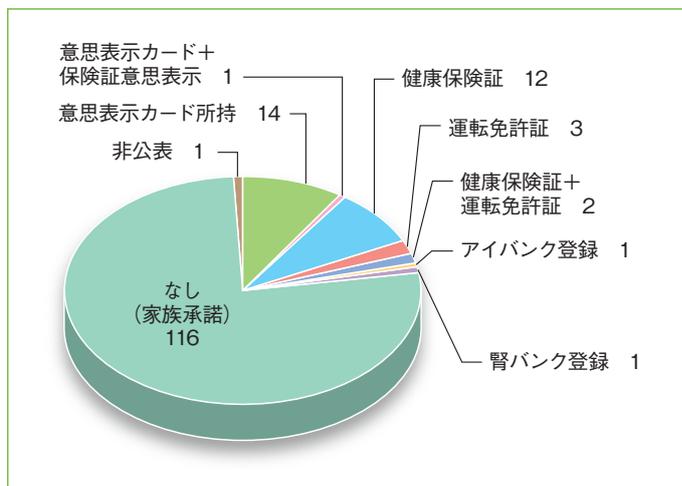


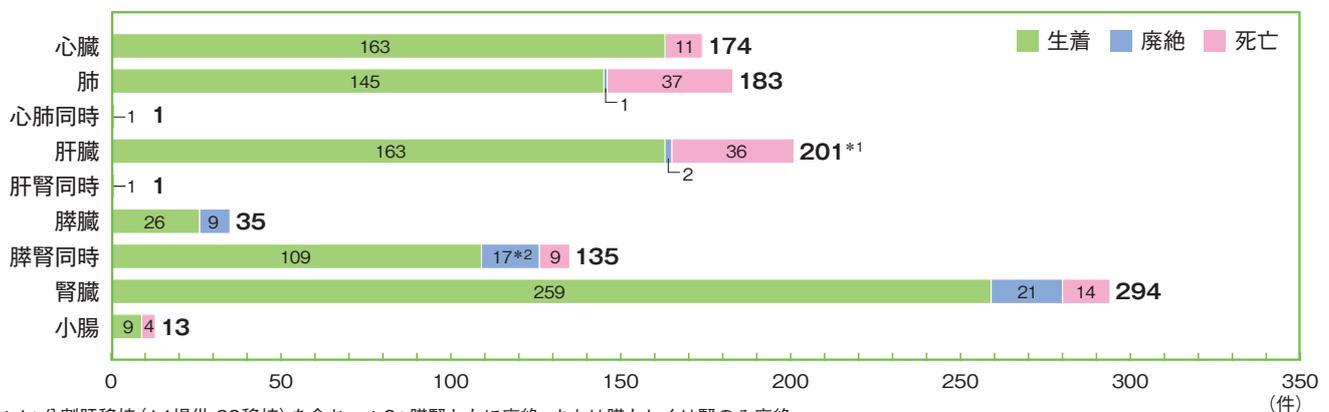


図3 臓器移植件数 (1997.1~2013.9)

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 ~9月	合計
心臓	0	0	3	3	6	5	0	5	7	10	10	11	6	23	31	28	26	174
肺	-	0	0	3	6	4	2	4	5	6	9	14	9	25	37	33	26	183
心肺同時	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
肝臓	0	0	2	6	6	7	2	3	4	5	10	13	7	30	41	40	25	201
肝腎同時	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
膵臓	-	-	0	0	0	1	1	0	1	1	4	4	0	2	6	9	6	35
膵腎同時*	-	-	0	1	6	2	1	5	5	8	8	6	7	23	29	18	18	137
腎臓	159	149	158	145	145	122	135	168	155	189	179	204	182	186	182	174	91	2,723
小腸	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	4	3	0	1	13

*心停止後の膵腎同時移植2件を含む

図4 脳死臓器移植と生着状況 (1997.10~2013.9) n=1,037



*1: 分割肝移植 (14提供 28移植) を含む *2: 膵腎ともに廃絶、または膵もしくは腎のみ廃絶

親族に対する優先提供

2010年1月17日から本人 (15歳以上の方) が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示することができるようになりました。意思表示は、ネットワークのホームページから意思を登録したり、意思表示カード、健康保険証や運転免許証等の意思表示欄の特記欄や余白に「親族優先」と記載することができます。

Q&A

Q1 親族優先提供の対象となる「親族」の範囲は、具体的に誰ですか？

A1 配偶者、子ども及び父母を指します。きょうだいやいわゆる事実婚の方、特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母は含まれません。

Q2 親族関係を確認する公的証明書は、いつまでに何を用意すれば良いですか？

A2 原則として、レシピエント検索 (ネットワークのコンピュータで移植候補者の選定をする) までです。親子間は戸籍謄 (抄) 本、除籍謄 (抄) 本、改製原戸籍 (抄) 本、配偶者間は同一世帯の場合は住民票、または戸籍謄 (抄) 本をご用意いただきます。基本的に直近3カ月以内としています。

Q3 優先提供の意思表示をしておけば、必ず親族に移植ができますか？

A3 優先提供の対象者が①移植希望登録をしており、②医学的な条件などを満たせば、移植可能です。また、親族へ臓器を提供するための自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。親族優先提供の条件を満たさなかった場合には、レシピエント選定基準に従って選定された第三者への提供となります。
※いわゆる事実婚の方や、特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母は含まれません。

Q4 親族だけに提供することはできますか？

A4 「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」といった、提供先を限定する意思表示されていた場合は親族の方も含め、臓器提供そのものができなくなります。

18歳未満の児童からの臓器提供

法改正により、家族が脳死判定の実施および脳死と判定された後の臓器の摘出について書面により承諾した場合は、脳死後の臓器提供ができるようになり、15歳未満の方からの脳死後の臓器の提供も可能となりました。また、18歳未満の場合は、虐待が行われた疑いがあるか確認し、疑いがある場合は臓器提供は行わないものとされました。

法改正から3年が経過した現在では、15歳未満の方からの臓器提供は多くの方に認知されるようになりました。

そのような中で、2013年9月末までに18歳未満の5名の方が家族の承諾により臓器の提供をされ、24名の方が移植を受けられました。

レシipient選択基準では臓器により20歳未満の方へ移植が優先される基準を定めているものもありますが、移植を受けられる方はそれぞれの臓器の選択基準に従って、年齢に関係なく公平に選ばれます。

児童からの臓器提供について、本人が何らかの方法で意思表示をしておくことは難しいことですが、家族にとっても子どもが臓器提供に関する意思を有していたかどうか把握することは大変困難なことです。日頃から子どもがどのような気持ちでいるのか、どう思っているのかを受け止めておかれると、その子にとって、あるいは家族にとって何が一番良いことなのかを考える一助になると思われれます。

■ 18歳未満の児童からの脳死後の臓器提供

提供者	10歳以上15歳未満の男児	15歳以上18歳未満の男性	6歳未満の男児
心臓	大阪大学医学部附属病院(10歳代男性)	国立循環器病研究センター(10歳代男性)	大阪大学医学部附属病院(10歳未満女児)
肺	東北大学病院(50歳代女性)	大阪大学医学部附属病院(40歳代女性)	—
肝臓	北海道大学病院(20歳代男性)	京都大学医学部附属病院(10歳未満女児)	国立成育医療研究センター(10歳未満女児)
	—	国立成育医療研究センター(10歳代女性)	—
脾臓	—	—	—
脾腎同時	藤田保健衛生大学病院(30歳代女性)	新潟大学医歯学総合病院(30歳代女性)	—
腎臓	東京女子医科大学病院(60歳代男性)	国立病院機構千葉東病院(60歳代女性)	富山県立中央病院(60歳代女性)
小腸	—	東北大学病院(30歳代女性)	—

提供者	15歳以上18歳未満の男性	10歳以上15歳未満の女児
心臓	東京大学医学部附属病院(10歳代女性)	東京大学医学部附属病院(10歳代男性)
肺	—	東北大学病院(30歳代女性)
肝臓	広島大学病院(60歳代男性)	慶應義塾大学病院(30歳代女性)
脾臓	藤田保健衛生大学病院(30歳代女性)	—
脾腎同時	—	名古屋第二赤十字病院(40歳代女性)
腎臓	広島大学病院(40歳代女性)	国立病院機構長崎医療センター(50歳代男性)
小腸	—	—



世論調査

内閣府 世論調査 <http://www8.cao.go.jp/survey/h25/h25-zouki/index.html>

平成25年8月の内閣府世論調査によると、自分が脳死と判定された場合に臓器を提供したいと回答した方の割合は43.1%、提供したくないと回答した方の割合は23.8%という結果であり、前回の調査と大きな違いはみられませんでした。また、心臓が停止し、死亡と判断された後の臓器提供についても、臓器の提供をしたいと回答された方の割合は42.2%、提供したくないと回答した方の割合は26.0%という結果で、前回調査との大きな違いはみられませんでした。

家族が脳死での臓器提供の意思を表示していた場合に「これを尊重する」と答えた方の割合は87.0%でした。これに対して、家族が脳死での臓器提供の意思表示をしていなかった場合に「提供を承諾する」と答えた方の割合は38.6%で、提供を承諾する割合が低くなりました(図5)。また、心臓が停止し死亡と判断された後の臓器提供について、家族が意思表示していた場合に「これを尊重する」と答えた方の割合は84.8%でした。これに対して、家族が意思表示をしていなかった場合に「提供を承諾する」と答えた方の割合は37.1%で、提供を承諾する割合が低くなり、脳死での臓器提供と同様の傾向がみられました(図6)。

本人の意思が不明であった場合、家族が臓器提供を「する」か「しない」か、臓器提供をするのであれば「脳死での臓器提供」か「心臓が停止し、死亡と判断された後の臓器提供」か、選択ができるようになりましたが、本人の意思が不明なことで家族がより大きな悩みを抱えることもあります。

日ごろから家族や大切な人とお互いの思いを話し合っておくことが大切です。

図5 家族が脳死と判定された場合 臓器移植に関する世論調査(平成25年内閣府 N=1,855)

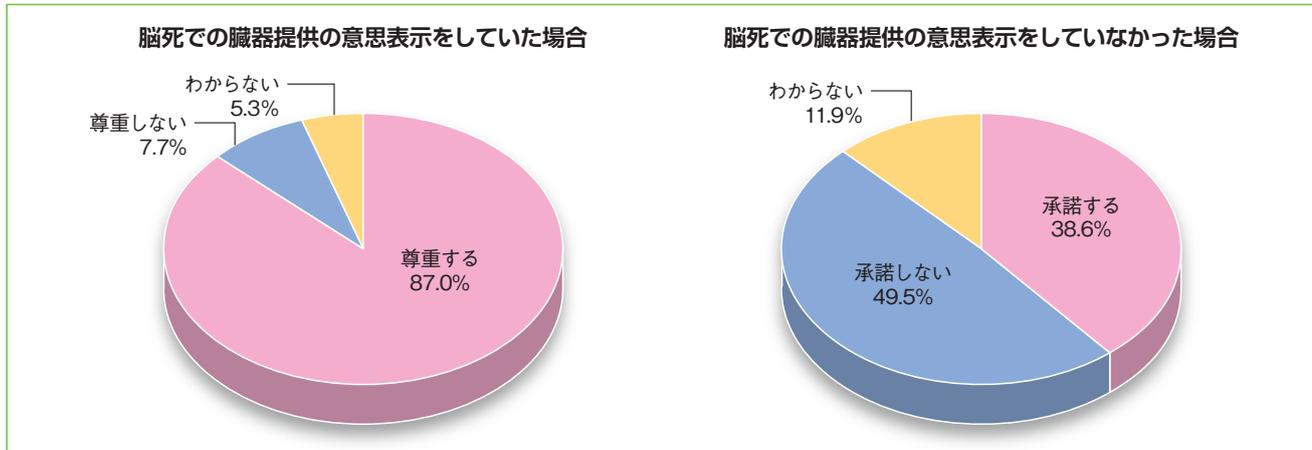
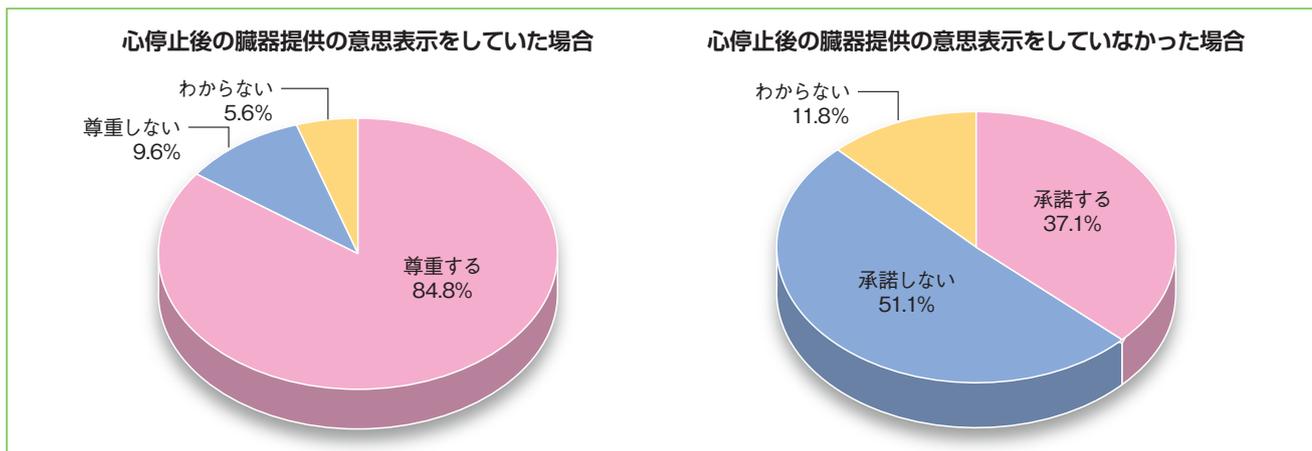


図6 心臓が停止し、死亡と判断された場合 臓器移植に関する世論調査(平成25年内閣府 N=1,855)



3 移植者の現状

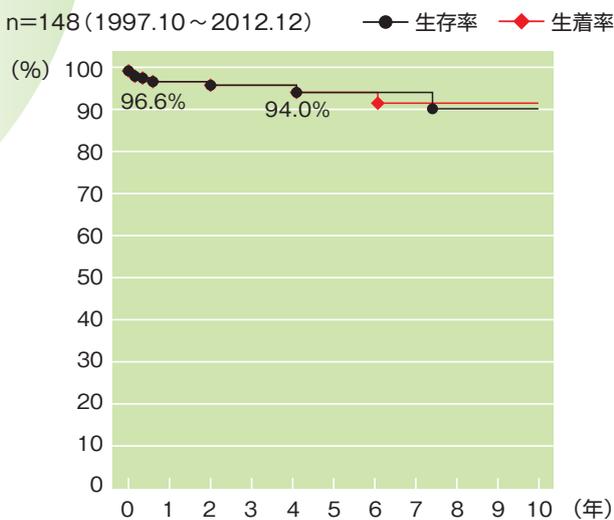


心臓移植

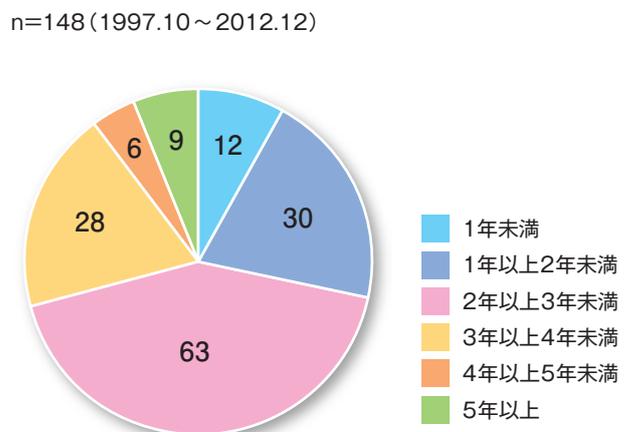
2012年12月31日までに国内で心臓移植を受けられた148名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

心臓移植の1年生存・生着率は96.6%、5年生存・生着率は94.0%で、登録日から移植日までの平均待機期間は978.3日(約2年9ヵ月)でした。

【心臓移植】生存・生着率

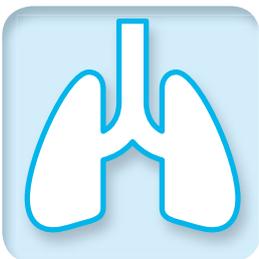


心臓移植を受けられた方の待機期間



移植までの平均待機期間 978.3日

3 移植者の現状

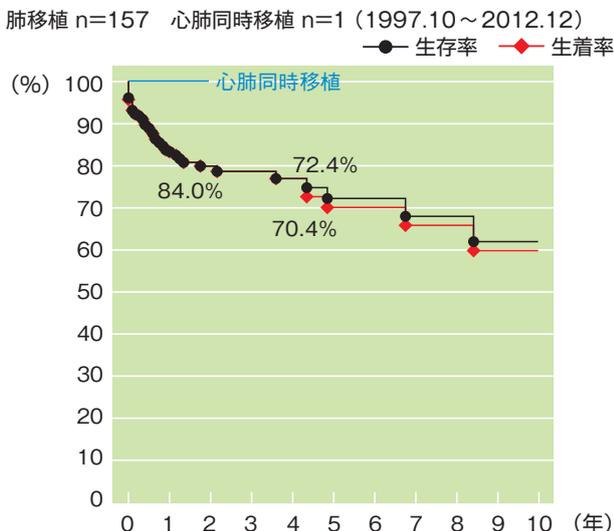


肺移植・心肺同時移植

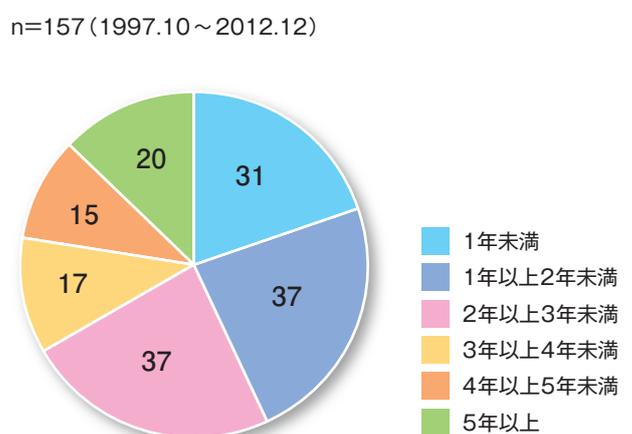
2012年12月31日までに国内で肺移植を受けられた157名および心肺同時移植1名の生存・生着率と肺移植者の待機期間は次のグラフのとおりです。

肺移植の1年生存・生着率は84.0%、5年生存率は72.4%・生着率は70.4%で、登録日から移植日までの平均待機期間は938.1日(約2年7ヵ月)でした。

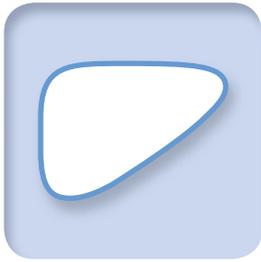
【肺移植・心肺同時移植】生存・生着率



肺移植を受けられた方の待機期間



移植までの平均待機期間 938.1日

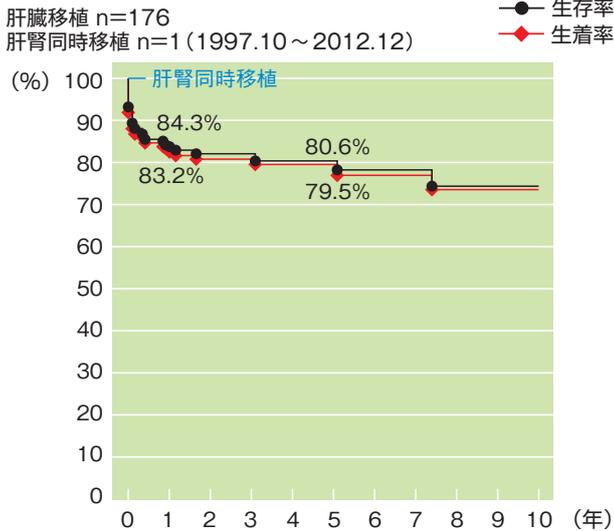


肝臓・肝腎同時移植

2012年12月31日までに国内で肝臓移植を受けられた176名および肝腎同時移植1名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

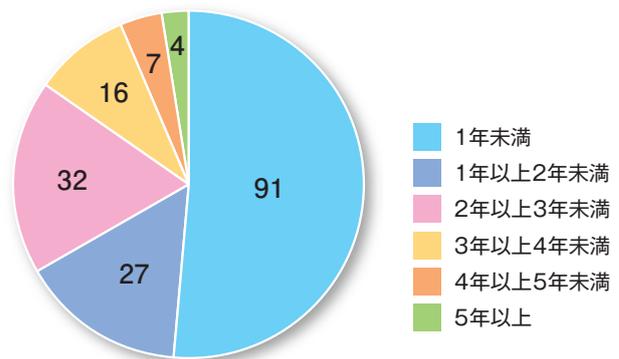
肝臓移植の1年生存率は84.3%・生着率は83.2%、5年生存率は80.6%・生着率は79.5%で、登録日から移植日までの平均待機期間は507.9日（約1年5ヵ月）でした。

【肝臓・肝腎同時移植】生存・生着率

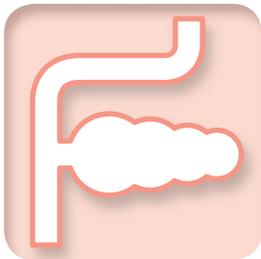


肝臓・肝腎同時移植を受けられた方の待機期間

n=177 (1997.10~2012.12)



移植までの平均待機期間 507.9日



膵臓・膵腎同時移植

2012年12月31日までに国内で膵臓・膵腎同時移植を受けられた148名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

膵臓・膵腎同時移植の1年生存率は95.0%・生着率は腎臓92.3%・膵臓84.1%、5年生存率は95.0%・生着率は腎臓90.2%・膵臓73.8%で、登録日から移植日までの平均待機期間は1,345.2日（約3年9ヵ月）でした。

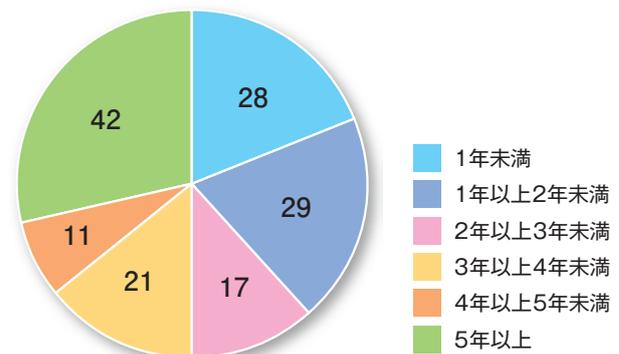
術式別の1年生着率・5年生着率は、膵腎同時移植（119名）が84.6%・80.4%、腎臓移植後膵臓移植（16名）は80.2%・50.1%、膵単独移植（13名）は84.6%・37.6%でした。

【膵臓・膵腎同時移植】生存・生着率

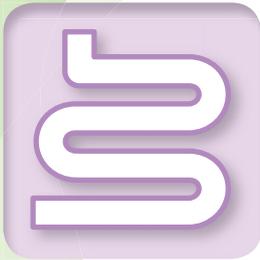


膵臓・膵腎同時移植を受けられた方の待機期間

n=148 (1997.10~2012.12)



移植までの平均待機期間 1,345.2日

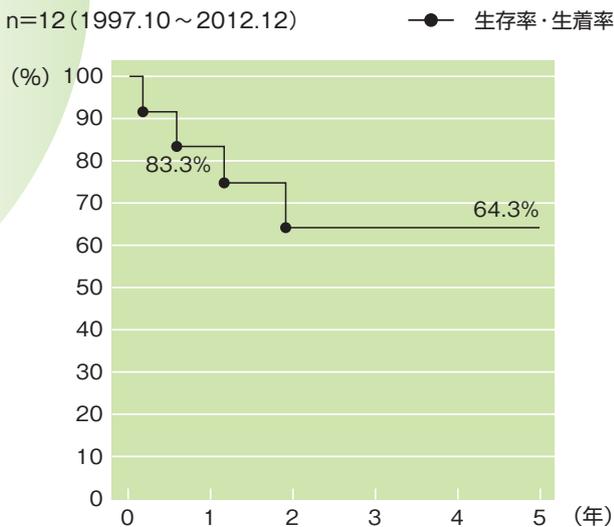


小腸移植

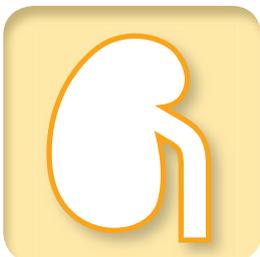
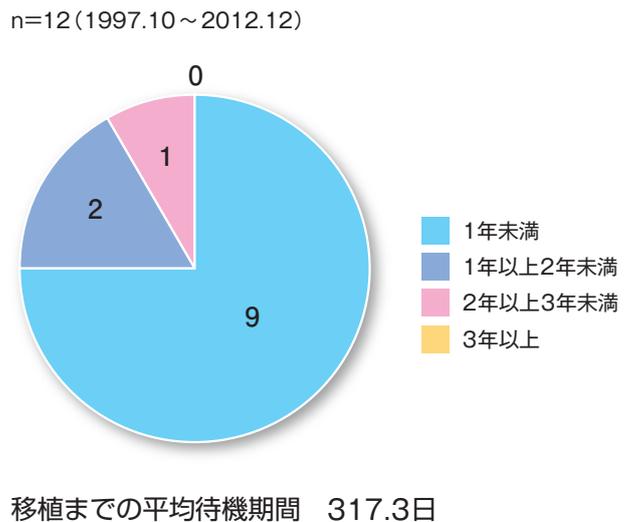
2012年12月31日までに国内で小腸移植を受けられた12名の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

小腸移植の1年生存・生着率は83.3%、5年生存・生着率は64.3%で、登録日から移植日までの平均待機期間317.3日(約11ヵ月)でした。

【小腸移植】生存・生着率



小腸移植を受けられた方の待機期間

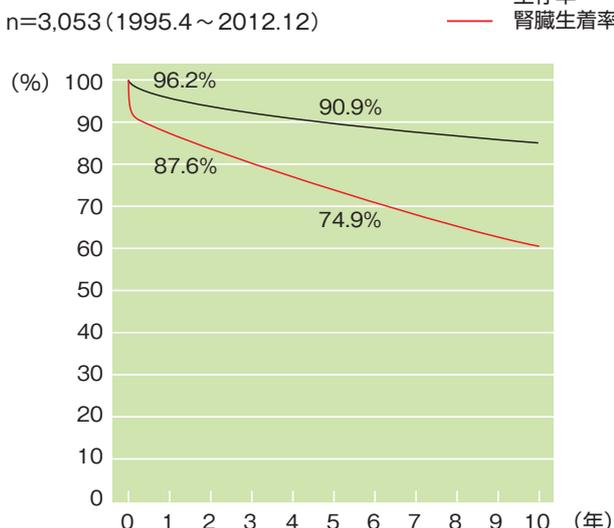


腎臓移植

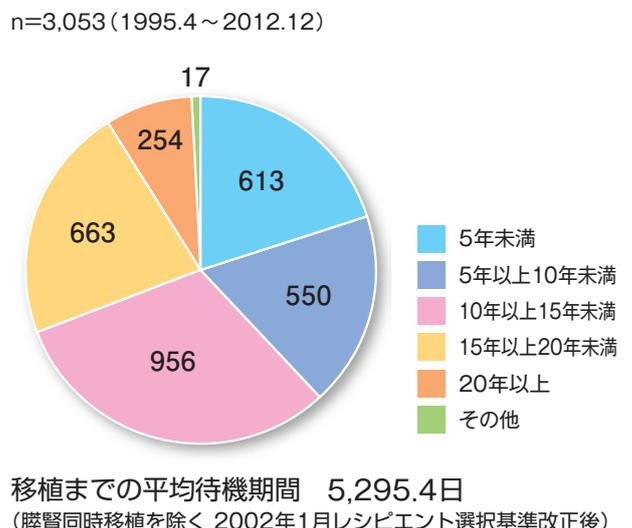
2012年12月31日までに国内で腎臓移植を受けられた3,053名(腓腎同時移植119名を含む)の生存・生着率と待機期間は次のグラフのとおりです。

腎臓移植の1年生存率は96.2%・生着率は87.6%、5年生存率は90.9%・生着率は74.9%で、2002年1月のレシピエント選択基準改正後の登録日から移植日までの平均待機期間(腓腎同時移植を除く)は5,295.4日(約14年6ヵ月)でした。

【腎臓移植】生存・生着率



腎臓移植を受けられた方の待機期間



2012年 献腎移植配分結果

2012年の腎臓提供者数は104名、腎臓移植者数は193名でした。隣腎同時移植18件及び肝腎同時移植1件を除いた174件の移植のうち、138件(79.3%)が提供施設と同一県内の移植施設で行われています。

移植を受けられた方の平均年齢は50.76歳で、最年少者は3歳、最年長者は75歳でした。

また、移植を受けられた方の平均待機日数(登録日から移植日までの期間)は、全体で5,287日(約14年6ヵ月)でした。20歳以上は5,558日(最短2,066日～最長11,734日)でした。

2013年3月末時点における生存率は97.1%(169/174)、生着率は90.8%(158/174)でした。

2012年は、16歳未満の小児待機患者への移植は7件、16歳以上20歳未満の小児待機患者への移植は3件行われました。

4 レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了承いただきたいこと

ネットワークが保有するレシピエント(臓器移植希望登録者及び臓器移植を受けた方)の個人情報は、多くの方々に移植医療の現状を知っていただき、今後の移植医療の発展に寄与するため、下記の個人情報保護方針に基づき、統計データとして使用させていただくことをお願いしております。

現在登録されているデータ内容を含め、移植を受けた後の臓器機能データ、免疫抑制剤の使用状況、合併症、社会復帰状況、転帰などについても、移植担当医にデータの提供をお願いしております。また、移植を受けた後のデータは、細心の注意を払い匿名化した上で、臓器提供者家族や臓器提供病院関係者に報告させていただくことがあります。

臓器移植希望登録に際し、このことをご了承いただきたく、ご理解とご協力をお願いします。

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11 オリックス赤坂2丁目ビル2階
TEL:03-6441-2791 FAX:03-6441-2792
受付時間 月～金曜日 9:00～17:30(土日・祝日・年末年始を除く)

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク 個人情報保護方針

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、「臓器の移植に関する法律」等関係法令に則った臓器のあっせんを目的とし、これまで以上に細心の注意を払い、下記の取り組みを実施いたします。

当社は、厚生労働大臣より業として行うあっせんの許可を受けており、厚生労働省及び国会等への報告義務があります。また、その社会的責務として、業務の維持・改善のための基礎資料作成、移植医療の質の向上を目的とした教育・研修・研究等を行っており、収集した個人情報をこれらの目的に用いることがありますが、個人情報の保護には厳重に注意を払います。

1. 個人情報について、その管理責任者を設置し、取扱いを定めて、適正な保護を行います。
2. 臓器のあっせんを行う上で必要な個人情報は、その収集と利用の目的、管理方法と相談窓口を明確にして、適切な手段で収集し管理いたします。

3. 個人情報は、上記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、目的以外の利用を行う場合は、法律に基づく命令及び関係法令で定める除外項目を除き、本人の同意を得るものといたします。
4. 個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどのリスクに対しては、合理的な安全対策を講じます。万一の問題発生時は速やかな是正対策を講じます。
5. 個人情報を取り扱う業務を外部の業者に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づく利用、提供、安全管理を守るように、委託先に対する適切な契約や指導・管理を行います。
6. 個人情報の開示、訂正、提供範囲の変更や削除を本人から依頼された場合には、合理的な範囲で速やかに対処いたします。
7. 当ネットワークが保有する個人情報に関して法令、規制を遵守するとともに、適正な適用が実施されるよう管理と必要な是正を行い、職員の教育・研修を徹底した上で、個人情報保護の取り組みを継続的に見直し、改善していきます。

「ネットワークが保有するレシピエントの個人情報」とは以下を指しますが、統計処理・匿名化した上で使用いたします。

- レシピエントの登録・更新・フォローアップにおいてネットワークが業務上取得、作成又は保存する情報のすべて
- コンピュータ等に電磁的に保存されているもの及び紙媒体により保存されているもの
- 具体的には、レシピエントの登録・更新・フォローアップに必要な氏名、住所、生年月日、原疾患、合併症、既往歴、血液型、感染症検査結果、組織適合性検査結果、移植年月日、検査データ、転帰、社会復帰状況等

5 移植希望登録から移植までの流れ

1

ネットワークへの移植希望登録

- 移植希望登録申請用紙の送付と、**新規登録料30,000円の入金(もしくは免除申請*)**が必要です。

2

登録更新

※年に1回、毎年1月～3月頃、書類が届きます
 ※初回登録日から1年を過ぎた方が対象となります

複数臓器の移植を希望されている場合は、臓器ごとに新規登録料・更新料が必要です。

- 更新用紙の返送と、**更新料5,000円の入金(もしくは免除申請*)**が必要です。

3

採血(リンパ球交差試験用)

※年に1回、保存血清の交換を行います
 ※肝臓単独および小腸移植希望登録者は、採血は不要です
 ※採血時期は、地域等によって異なります

- あなたが移植候補者に選ばれたとき、速やかに検査が行えるよう、ご協力をお願いします。

4

臓器提供候補者(ドナー)の発生

5

移植候補者(レシピエント)の選定

※臓器ごとに「移植希望者選択基準」に基づき、コンピュータで公平に選ばれます

6

移植候補者へ意思確認の電話連絡

※移植施設の担当医師(地域によっては、透析の主治医、もしくは移植コーディネーター)から電話連絡があります
 ※ご本人と連絡がつかない場合には、次の候補者に移植を受ける権利が移ります
 ※血清保存後に輸血を受けた場合などは改めて採血をする必要があります。その場合採血までの時間や臓器の阻血許容時間を超える場合には、移植を受けられないことがあります
 ※連絡を受けてからただちに移植を受けるかどうかお返事をいただきます
 ※移植施設への入院時期は、移植施設の担当医師の指示に従っていただきます

- ① 連絡先の変更があった場合は、速やかにネットワークまでご連絡ください。
TEL:03-5574-7707
FAX:03-5574-7708
 (医療本部移植希望登録者専用)

7

移植候補者の決定

8

入院、移植手術

(心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の移植には保険が適用されます)

実際に移植を受ける時には移植手術・入院にかかる費用のほか
 ①臓器搬送費と摘出医師派遣費用(療養費として申請すれば還付されます)
 ②コーディネーター経費100,000円(もしくは免除申請*)が必要となります。

***生活保護世帯または住民税非課税世帯は、所定の書類を提出することで免除されます。**

※臓器移植を受けられた場合は、登録が取り下げとなります。再度、移植が必要となった場合は新規登録の手続きを行っていただきます(待機日数は0日からとなります)。

Q&A

Q 臓器移植の登録(継続)を希望していますが、登録できる年齢の上限はありますか？

A ネットワークでは、移植希望登録の年齢制限は設けていませんが、移植希望病院や臓器毎の移植適応評価委員会等で、移植希望登録の受付をするにあたり、医学的な条件や年齢等の基準を設けている場合があります。登録する際は、年齢に関わらず、移植希望病院にて診察していただき、担当の医師がお身体の状況を把握したうえで医学的に問題がなければ、ネットワークへの移植希望登録手続きができます。また、登録の継続(更新)の際も、移植を受けられる状況かどうかを移植希望病院にて確認していただきます。

なお、臓器提供者(ドナー)については、臓器を提供する場合(臓器提供適応基準)の年齢は、臓器により異なりますが、おおそ70歳以下が望ましいとされています。しかし、この年齢を越えた方でも、医学的に提供が可能である場合もあります。実際に、60歳代の方から心臓を、70歳代の方から腎臓をご提供いただいたこともあります。

Q 移植希望登録後に移植希望病院を変更することはできますか？

A 移植希望病院を変更することは可能です。現在の移植希望病院へ申し出て、新たに希望する病院へ紹介してもらおうとスムーズに変更手続きが進められます。新たな移植希望病院にて診察等を行い、医学的に問題がないことを確認したうえで移植希望病院を変更できます。(心臓・肺・肝臓・膵臓・小腸の移植希望病院変更はご自身ではできません。移植病院間での調整後に病院変更となります。)なお、移植希望病院の変更は登録情報内容の変更のため、待機期間はそのまま移行されます。

Q 臓器移植希望登録した後に、自分の順番が何番目か、知ることはできますか？

A ご自分の順番が何番目かはわかりません。臓器提供の承諾をいただいた後、臓器提供者(ドナー)の血液型・体格(サイズ)・組織適合性(HLA型)などを基に、移植希望者選択基準に従い選ばれるため、順番は毎回異なります。あるときは5番目であっても、次は10番目になることもあります。

Q 腎臓移植までの平均待機期間は約15年と聞きましたが、登録して15年経過したら、必ず移植手術は受けられますか？

A 平均待機期間を経過したからといって、必ず移植を受けられるというわけではありません。臓器提供者(ドナー)の血液型や組織適合性(HLA型)により、血液型一致が優先し、地域性・HLA型適合度・待機期間の合計ポイントが高い順に選ばれ、ネットワークを通じて、年間約200名の方が腎臓移植を受けています。他の臓器も同様に、臓器提供者(ドナー)の血液型・体格(サイズ)・医学的緊急度等によりその都度、順番の入れ替わりがあるため、平均待機期間を超えたら必ず移植が受けられるというわけではありません。

移植を受ける機会は昼夜問わず、ある日、突然やってきます。移植を受けるまでの待機期間中は移植の機会に備えて定期的に移植希望病院を受診するなど、いつ連絡を受けても良いように心と体の準備をおこなっておきましょう。

6 普及啓発の概要

改正臓器移植法が全面施行され、本人の意思が不明な場合でもご家族の承諾があれば脳死で臓器を提供できるようになり3年が経過しました。ご家族が、本人の生前の人柄や優しさを偲び、誰かの命を救う最期の行為を誇らしく感じたり、からだの一部がどこかで生き続けることを望まれて、多くの方を救える脳死臓器提供を承諾されるケースが増えました。5年ぶりに臓器移植に関する世論調査が行われ、臓器提供に関する意思を記入している方は、5年前の平成20年度の調査の3倍の12.6%と増加しました。また、家族が脳死下臓器提供意思を表示していた場合、「これを尊重する」と答えた方は87.0%で、家族が脳死下臓器提供の意思表示をしていなかった場合、「提供を承諾する」と答えた方は、38.6%と提供を承諾する割合が低くなります。もしものときに家族が判断に迷わないためにも、臓器提供について家族とよく話し合い、自分の意思を伝え、表示しておくことが大切です。

平成24年度に引き続き平成25年度は全国4カ所において教育者を対象とした「いのちの教育セミナー」を実施しました。小さな頃から、移植で救われる命があることや命をつなぐ社会の仕組みをきちんと学ぶためには、教育者の協力が不可欠です。

平成22年秋以降に発行された運転免許証や健康保険証には臓器提供意思表示欄の設置が進んでいますので、平成24年度に引き続き、運転免許証裏面の意思表示欄への認知・記入促進を図るため、東京都、神奈川県、静岡県、大分県等のタクシー協会のご協力を得て、グリーンリボンドライバーステッカーを貼付・走行していただいています。さらに平成25年度は、株式会社ローソンおよび一般社団法人自動車用品小売業協会のご協力を得て、一般のドライバーの方々にも運転免許証の裏面の意思表示欄に気づき、家族のための意思表示が進むようグリーンリボンドライバーステッカーの設置・配布をしました。また、日本薬剤師会のご協力を得て、全国の薬局で健康保険証の裏面での意思表示についてポスターの掲示や意思表示説明用リーフレットの設置協力も順次展開しています。

インターネットを通じて自分の意思を表示できる「臓器提供意思登録サイト」は、臓器提供の際に本人意思を確認する対象となり、「親族優先提供」の意思も登録できるため、より確実に本人意思の確認ができます。Facebookでも臓器提供の意思表示をしていることを表明できるページがあり、多くの方々と意思表示の共有ができるようになってきました。

毎年10月16日は、家族や大切な人と「移植」のこと、「いのち」のことを話し合い、お互いの臓器提供に関する意思を確認する日「グリーンリボンDAY」です。平成25年度のグリーンリボンキャンペーンでは、音楽を通じて臓器提供の意思表示について考える「Green Ribbon HEART BEAT LIVE with MTV」と題したライブイベントを開催しました。また、パシフィックゴルフマネジメント株式会社のご協力を得て、ゴルフ場にカード付リーフレットの設置や、グリーンリボンピンバッジの装着等、ゴルフを通じたさまざまな啓発活動を行いました。さらに、ネットワークのキャラクター「ハーティ」が全国のゆるキャラと全国10カ所のイベント会場で啓発を行い、その様子をキャンペーンページやFacebookで広く周知しました。

ACジャパンの支援キャンペーンでは、安めぐみさんの出演で、自分の意思について話し合っておくことや意思表示について呼びかけており、テレビ・ラジオCMに加え交通広告にも登場しています。

今後も移植医療への理解と家族で話し合っておくこと、意思表示の大切さの周知に努めてまいります。

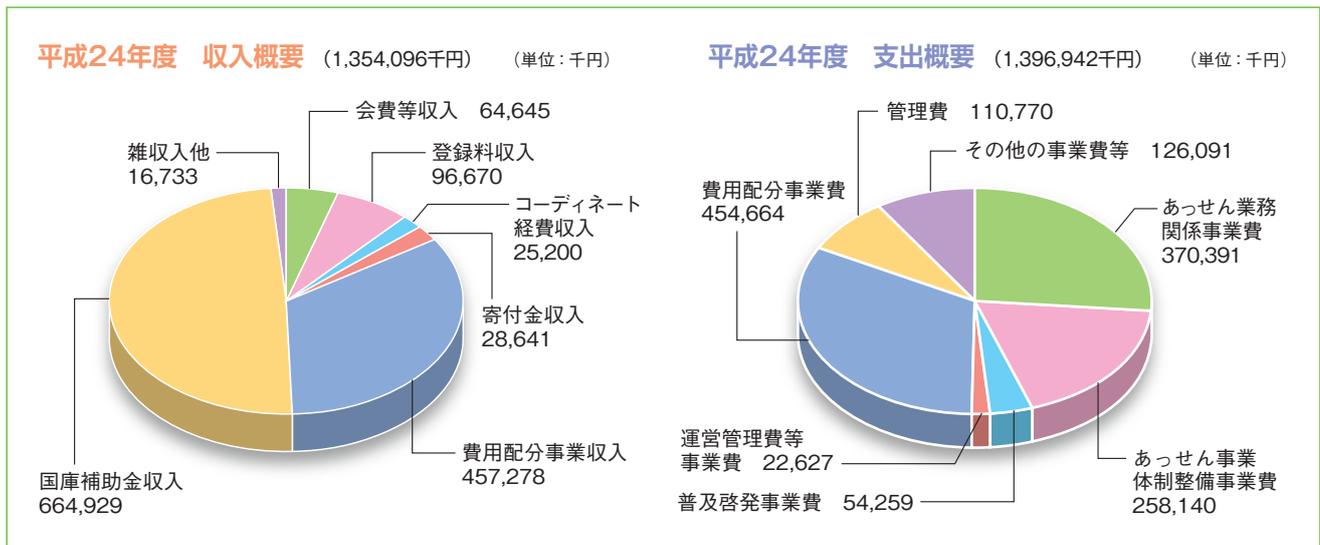


●グリーンリボンキャンペーンサイト www.green-ribbon.jp

7 財政状況の報告(平成24年度)

平成24年度の当期収入は約1,354,096千円でした。その内訳は、会費等収入64,645千円、登録料収入96,670千円、移植を受けられた方から受領するコーディネート経費収入25,200千円、寄付金収入28,641千円、費用配分事業収入457,278千円、国庫補助金収入664,929千円が主な収入でした。

一方、支出は1,396,942千円でした。その内訳は、あっせん業務関係事業費が370,391千円、あっせん事業体制整備事業費258,140千円、普及啓発事業費54,259千円、運営管理費等事業費22,627千円、費用配分事業費454,664千円、管理費110,770千円が主な支出でした。



賛助会員の入会・寄付のご協力をお願いしています!

詳しくはホームページをご覧になるか、ネットワークにお気軽にお問い合わせください。

臓器移植についての調査研究、普及啓発など、ネットワークの事業の多くは、皆様からの会費、寄付等によって支えられています。ご支援ご協力のほど、よろしくお願いします!

◆ネット銀行からも寄付できます

みずほ銀行 虎ノ門支店
普通預金・1779352
〈口座名義〉
シャ)ニホンゾウキイシヨクネット
ネットワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

三菱東京UFJ銀行 本店
普通預金・7842709
〈口座名義〉
シャ)ニホンゾウキイシヨクネット
ネットワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

郵便振替口座
00180-8-174184
〈口座名義〉
シャ)ニホンゾウキイシヨクネット
ネットワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

住信SBIネット銀行
法人第一支店・普通 1098924
〈口座名義〉
シャ)ニホンゾウキイシヨクネット
ネットワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

臓器提供・移植に関するお問い合わせ先

0120-78-1069 (平日:9:00~17:30)

<http://www.jotnw.or.jp> にもさまざまな情報が掲載されています。



<http://www.jotnw.or.jp/m>

JOT 公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

臓器を提供してもよいという人(ドナー)やその家族の意思を生かし、臓器を提供してもらいたいという人(レシピエント)に最善の方法で臓器が贈られるように橋渡しをする日本で唯一の組織です。



臓器移植

検索

NEWS LETTER

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

〒107-0052 東京都港区赤坂2-9-11
オリックス赤坂2丁目ビル2階

TEL 03-5574-7707 / FAX 03-5574-7708
URL <http://www.jotnw.or.jp>

